

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市高齢者安心登録事業に係る個人情報の
収集及び電子計算機処理について

(保健福祉局)



神保高介第 4619 号
平成 27 年 12 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

「神戸市高齢者安心登録事業」における個人情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

神戸市高齢者安心登録事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

1. 事前登録に係る個人情報の収集

【事前登録情報】

- ◎本人の氏名、性別、旧姓、生年月日、住所、電話番号（自宅、携帯、携帯の契約先、契約名義人）
- ◎よく行く場所、以前の居住地、過去に道に迷ったことがあるか
- ◎写真、身体的特徴等（身長、体重、体型、顕著な痕跡等）
 - ・「行方不明時メール配信を依頼する人」の氏名、本人との続柄、連絡先
- ◎利用サービス等の情報（要介護度、病名、担当ケアマネジャー、利用サービス）



神保高介第 4619 号-2

平成 27 年 12 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 康造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

「神戸市高齢者安心登録事業」における電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

神戸市高齢者安心登録事業における電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【電子計算機処理する個人情報】

- ◎本人の氏名、性別、旧姓、生年月日、住所、電話番号（自宅、携帯、携帯の契約先、契約名義人）
- ◎よく行く場所、以前の居住地、過去に道に迷ったことがあるか
- ◎写真、身体的特徴等（身長、体重、体型、顕著な痕跡等）
 - ・「行方不明時メール配信を依頼する人」の氏名、本人との続柄、連絡先
- ◎利用サービス等の情報（要介護度、病名、担当ケアマネジャー、利用サービス）

神戸市高齢者安心登録事業に係る

個人情報の収集及び電子計算機処理について

1 概要

高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことが出来るよう、市内に居住する行方不明になる心配がある高齢者の情報を事前登録し、居住区の区役所及び管轄のあんしんすこやかセンター、市内警察署であらかじめ共有し、利用者の情報を日頃から把握しておく。

利用者が行方不明となった場合は、地域の協力者に対し、電子メールで検索を呼びかけ、行方不明者の早期発見・早期保護を目指す。

2 事前登録制度について

(1) 対象者及び申請できる者について

①対象者：市内に居住する高齢者

②申請できる者：

・本人

・成年後見人（又は任意後見人）

申請時、登記事項証明書を登録届に添付して提出する。

(2) 事前登録方法

登録届に必要な事項を記入し、管轄のあんしんすこやかセンターへ本人もしくは成年後見人（又は任意後見人）と面談し、受け付ける。

(3) 情報収集の内容

①【必須】利用者の氏名、性別、生年月日、住所、電話（自宅、携帯、携帯の契約先、契約名義）、よく行く場所、以前の居住地

②【任意】旧姓、写真、身体的特徴等、過去に道に迷ったことがあるか、行方不明時メール配信を依頼する人（氏名、続柄、連絡先）、利用サービス等の情報

(4) 事前登録情報の利用及び提供についての同意

事前登録情報の利用及び提供について、登録時に本人もしくは成年後見人（又は任意後見人）の同意を得るものとする。

【同意内容】（登録届より）

利用者の情報を日頃から把握しておくため、事前登録情報を神戸市、神戸市社会福祉協議会、管轄のあんしんすこやかセンター、神戸市と契約しているメール配信事業者、市内警察署（警察署には利用者情報のみ）で情報共有することに同意します。

行方不明時において早期発見活動を行うため、メール配信依頼をされた場合、利用者情報（氏名、旧姓、生年月日、住所、電話番号を除く）や行方不明情報を市内のあんしんすこやかセンター、民生委員、事業協力者※（本事業の趣旨に賛同し、あらかじめ本市に対し、守秘義務の遵守を誓約した者をいう。）にメールで情報発信し、発見協力依頼をすることに同意します。

※事業協力者の例：ケアマネジャー、介護保険事業者、認知症サポーター

(5) 事前登録情報の入力・保管

事前登録情報の入力・管理業務について神戸市が市社会福祉協議会へ委託する。市社会福祉協議会は、インターネットに接続していない専用端末を用いて利用者全員の情報を表計算ソフトウェアで作成した名簿入力フォームへ入力を行い、登録情報に変更があればその都度更新入力を行う。また、ファイルにパスワードを設定して専用端末内に保存し、適正に管理する。

(6) 登録内容の変更及び廃止について

変更及び廃止事由が発生した場合、利用者は速やかにあんしんすこやかセンターへ変更届又は廃止届を提出。

(事由の例) : 【変更】住所・連絡先等が変更した場合、メール配信依頼者が変更した場合 等

【廃止】死亡、施設入所、市外転居 等

有効期間は登録時より2年とし、更新しない者については利用者情報を全て廃棄する。

3 行方不明時の流れについて

(1) メール配信までの流れ

- ①警察署へ行方不明者届を提出後、メール配信依頼者(以下、「配信依頼者」とする)は、神戸市と契約しているメール配信事業者(以下、「配信事業者」とする)へ電話で依頼する。
- ②配信事業者は、行方不明者が事前登録されているか、配信依頼者が警察署へ行方不明者届を提出したか、(登録届に記載がある場合、本人が特定した配信依頼者か)を確認する。
- ③配信事業者は、利用者情報(氏名、旧姓、生年月日、住所、電話番号を除く)に加え、行方不明日時、場所、服装、持ち物、行方不明者届を提出した警察署を聞き取ったうえでメールを配信する。

*配信依頼受付・メール配信時間：365日 24時間

(2) メールの送信先

区役所、あんしんすこやかセンター、民生委員、事業協力者(本事業の趣旨に賛同し、守秘義務の遵守を誓約した者。例：ケアマネジャー、介護保険事業者、認知症サポーター)

(3) メール本文の記載事項

- ・利用者情報(氏名、旧姓、生年月日、住所、電話番号を除く)
- ・行方不明になった日時、場所、服装、持ち物
- ・行方不明者届を提出した警察署の名称と電話番号

4 効果

(1) 事前登録制度

- ・利用者の居住区の区役所及び管轄のあんしんすこやかセンターが登録情報を保有することで、日頃から利用者の情報を把握しておくことができる。
- ・警察と登録情報を共有することで、行方不明時に届出内容確認時間が短縮でき、速やかに捜索を開始することで、早期発見・早期保護につながる。
また、身元不明の高齢者を保護した場合、登録情報と照合することにより早期に身元を確認できる。

(2) 行方不明時の電子メール配信

行方不明者発見活動においては警察による捜索が中心となるが、行方不明者情報を地域の協力者へ一斉にメール配信することで、日常生活や通常業務の範囲内で周辺を捜索してもらうことができ、短時間で比較的広域の捜索が可能となる。このことで、早期発見につなげることができる。

(3) 電子計算機処理を行うことにより、全市の登録情報の管理・統計処理や更新が迅速に行えるため、利用者情報の正確な把握が可能となる。

5 スケジュール

12月

- ・個人情報保護審議会への諮問
- ・事業者と委託契約締結，メール配信サービスの準備

3月 募集開始予定

6 募集方法

- ・広報紙KOBE
- ・区役所，あんしんすこやかセンター職員，ケアマネジャー，民生委員等による登録勧奨

7 登録見込み件数

約600件

8 個人情報の取扱いについて

(1) システム上の保護

①本庁

「神戸市個人情報保護条例」，「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」，神戸市情報セキュリティポリシーに基づき，厳格に対処する。統合管理PCを限定して使用し，その使用にあたっては，職員証及びパスワードによる認証を行い，PCの操作を関係職員に限定する。

②委託事業者

委託事業者との委託契約においては，個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款に基づき，厳格に管理する。

また，メール送信作業にあたり，インターネット上のメール配信システムにアクセスする際は，セキュリティを確保するために，専用のIPアドレスによる認証を行い，ログインできる仕様とする。

(2) 運用上の保護

- ① パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ② 個人情報に係るデータは、インターネットに接続していない専用端末を用いて入力・更新作業を行い、ファイルにパスワードを設定して専用端末内に保存し、適正に管理する。専用端末の操作は関係職員に限定し、使用しない時はキャビネットに施錠保管する。
- ③ 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去する。
- ④ 保存年限が経過した関係書類は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑥ あんしんすこやかセンターは、登録情報については、申請書の写しを保有することとし、使用時以外は施錠保管する。また、個人情報保護法等の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うよう努める。

神戸市高齢者安心登録事業登録届

神戸市長 宛

私は、利用規約に同意したうえで、登録の届出をします。

【注意事項】本登録の有効期間は2年間です。期間経過後、利用者が更新しない場合、神戸市が登録情報を全て廃棄します。**【利用者情報】※は必ず記入してください。該当するところに○をつけてください。**

氏名※	(ふりがな) 氏 名：		性別※	男・女
			旧姓	
生年月日※	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)			
住所※				
電話番号※	自宅： 携帯： 携帯電話の契約先： 携帯電話の契約名義人：			
散歩のルート、 よく行く店、場 所等 ※				
以前の居住地 ※				
身 体 的 特 徴 等	身長	cm	顕著な 痕跡	
	体重	kg		
	体型	肥・小肥・中肉・痩せ	ほくろ の位置	
	面型	△・▽・○・□・○		
	顔色	白・青白・普通・浅黒・赤	その他	
	眼鏡	行動等の特徴		
	頭髪	なまり		
	血液型	A・B・AB・O・不明	対話癖	
	歯	全入歯・部分入歯	歩行	独歩・杖歩行
	足の サイズ	履き物：	cm	趣味・し好
過去に道に迷ったこと があるか	有 (回) (時期) (どのように帰ったか) 無			

【行方不明時メール配信を依頼する人】

警察署へ行方不明者届を提出後、メール配信依頼を受け付けます。メール配信依頼者を特定する場合は、以下に記入してください。

《注意》下に記載された方に、行方不明時の通報の義務を課すものではありません。

氏名		続柄	
☎	自宅・携帯： 勤務先：		
氏名		続柄	
☎	自宅・携帯： 勤務先：		
氏名		続柄	
☎	自宅・携帯： 勤務先：		

写真(直近のもの)

【利用サービス等の情報】

要介護度	要支援 1・2、要介護 1・2・3・4・5
病名	
担当ケアマネ	事業所名： 氏名： 連絡先：
利用サービス	

【情報提供意思確認】

私は、下記の全項目について同意します。

利用者の情報を日頃から把握しておくため、事前登録情報を神戸市、神戸市社会福祉協議会、管轄のあんしんすこやかセンター、神戸市と契約しているメール配信事業者、市内警察署（警察署には利用者情報のみ）で情報共有することに同意します。

行方不明時において早期発見活動を行うため、メール配信依頼をされた場合、利用者情報（氏名、旧姓、生年月日、住所、電話番号を除く）や行方不明情報を市内のあんしんすこやかセンター、民生委員、事業協力者※（本事業の趣旨に賛同し、あらかじめ本市に対し、守秘義務の遵守を誓約した者をいう。）にメールで情報発信し、発見協力依頼をすることに同意します。

※事業協力者の例：ケアマネジャー、介護保険事業者、認知症サポーター

平成 年 月 日

本人： _____ (自署)

※自署欄は、必ず本人が自署すること。

《あんしんすこやかセンター記入欄》	本人面談日	年 月 日
受付：(_____) あんしんすこやかセンター	担当： _____	